

令和 2年 4月 17日
三重県議会災害対策会議

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応について（案）

新型コロナウイルス感染症の急速な蔓延を受けて、4月7日に7都府県に緊急事態宣言が発出されていたところですが、全国的な広がりを受け、政府から、4月16日に本県を含む40道府県も同宣言の対象地域とされました。

については、議員各位におかれては、以下の点にご留意いただき、緊張感をもって対応いただきますようお願いいたします。

記

1 感染防止対策の徹底

3つの密（密閉、密集、密接）を回避し、感染防止対策を徹底すること。
具体的には、換気の徹底等、接触感染の防止、飛沫感染の防止に努めること。

2 速やかな参集

通年議会による機動的な議会運営を行うために、参集する必要がある場合には、速やかに対応できるようにしておくこと。

3 不要不急の外出の自粛

今回、特定警戒都道府県に指定された13都道府県への移動は、生活の維持等に必要な場合を除き、極力控えること。

また、県内においても、不要不急の外出は自粛すること。

4 人権侵害や誹謗中傷等の根絶

新型コロナウイルス感染症に感染した方や、その家族、勤め先等は勿論のこと、感染症に係る謂れのない個人への偏見や差別に繋がる行為、人権侵害、誹謗中傷等が絶対に行われることのないよう、県民の皆さんへの啓発に努めること。

また、SNS等を通じて、デマ等を流したり、拡散させることがないよう十分に注意すること。